

令和 3 年 度

雫 石 町 予 算 書
(企 業 会 計 を 除 く)

岩 手 県 雫 石 町

目 次

議案第 16 号 令和 3 年度雫石町一般会計予算	1
第 1 表 歳入歳出予算	2
第 2 表 継 続 費	9
第 3 表 債務負担行為	10
第 4 表 地 方 債	11
議案第 17 号 令和 3 年度雫石町国民健康保険特別会計予算	13
第 1 表 歳入歳出予算	14
第 2 表 地 方 債	17
議案第 18 号 令和 3 年度雫石町御明神財産区特別会計予算	19
第 1 表 歳入歳出予算	20
議案第 19 号 令和 3 年度雫石町簡易水道事業特別会計予算	23
第 1 表 歳入歳出予算	24
議案第 20 号 令和 3 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	27
第 1 表 歳入歳出予算	28
議案第 21 号 令和 3 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	33
第 1 表 歳入歳出予算	34
議案第 22 号 令和 3 年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	37
第 1 表 歳入歳出予算	38
議案第 23 号 令和 3 年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算	41
第 1 表 歳入歳出予算	42

雫石町一般会計予算

議案第 16 号

令和3年度雫石町一般会計予算

令和3年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 町 税		1,984,926 千円
	1 町 民 税	585,919
	2 固 定 資 産 税	1,191,170
	3 軽 自 動 車 税	67,500
	4 た ば こ 税	101,995
	5 入 湯 税	38,342
2 地 方 譲 与 税		208,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	48,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	138,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	22,400
3 利 子 割 交 付 金		1,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,000
4 配 当 割 交 付 金		2,500
	1 配 当 割 交 付 金	2,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,500
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,500
6 法 人 事 業 税 交 付 金		12,230
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	12,230
7 地 方 消 費 税 交 付 金		320,000

	1 地 方 消 費 税 交 付 金	320,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		9,700
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,700
10 地 方 特 例 交 付 金		29,200
	1 地 方 特 例 交 付 金	9,200
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	20,000
11 地 方 交 付 税		3,545,400
	1 地 方 交 付 税	3,545,400
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,400
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金		67,474
	1 負 担 金	67,473
	2 分 担 金	1
14 使 用 料 及 び 手 数 料		91,678
	1 使 用 料	82,711
	2 手 数 料	8,967
15 国 庫 支 出 金		1,082,339
	1 国 庫 負 担 金	602,525

款	項	金額
	2 国 庫 補 助 金	476,282 千円
	3 委 託 金	3,532
16 県 支 出 金		819,949
	1 県 負 担 金	299,235
	2 県 補 助 金	433,828
	3 委 託 金	86,886
17 財 産 収 入		22,189
	1 財 産 運 用 収 入	22,184
	2 財 産 売 払 収 入	5
18 寄 附 金		300,001
	1 寄 附 金	300,001
19 繰 入 金		492,183
	1 基 金 繰 入 金	492,177
	2 特 別 会 計 繰 入 金	6
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		71,430
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3,003
	2 町 預 金 利 子	13

		3 貸 付 金 元 利 収 入	19,727
		4 雑 入	48,687
22 町	債		913,500
		1 町 債	913,500
歳 入 合 計			9,990,000

歳出

款	項	金額
1 議 会 費		110,335 千円
	1 議 会 費	110,335
2 総 務 費		1,645,575
	1 総 務 管 理 費	1,411,588
	2 徴 税 費	114,493
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	75,470
	4 選 挙 費	22,477
	5 統 計 調 査 費	9,753
	6 監 査 委 員 費	11,794
3 民 生 費		2,333,086
	1 社 会 福 祉 費	1,341,424
	2 児 童 福 祉 費	991,662
4 衛 生 費		1,094,894
	1 保 健 衛 生 費	574,767
	2 清 掃 費	482,444
	3 上 水 道 費	37,683
5 労 働 費		15,067
	1 労 働 諸 費	15,067
6 農 林 水 産 業 費		774,631

	1 農 業 費	703,611
	2 林 業 費	71,020
7 商 工 費		298,623
	1 商 工 費	298,623
8 土 木 費		1,342,842
	1 土 木 管 理 費	16,314
	2 道 路 橋 梁 費	866,555
	3 河 川 費	57,958
	4 都 市 計 画 費	38,333
	5 下 水 道 費	293,149
	6 住 宅 費	70,533
9 消 防 費		448,435
	1 消 防 費	448,435
10 教 育 費		994,509
	1 教 育 総 務 費	257,860
	2 小 学 校 費	234,169
	3 中 学 校 費	111,437
	4 社 会 教 育 費	235,124
	5 保 健 体 育 費	155,919
11 災 害 復 旧 費		2,309

款	項	金額
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	2,303 千円
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6
12 公 債 費		924,693
	1 公 債 費	924,693
13 諸 支 出 金		1
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
14 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	9,990,000

第 2 表 継 続 費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁新設改良事業	890,000	令和3年度	364,800
				令和4年度	314,600
				令和5年度	210,600

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和3年度より 令和19年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額
設備改善資金借入に対する利子補給	令和3年度より 令和18年度までの 16年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和3年度より 令和10年度までの 8年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和3年度より 令和18年度までの 16年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	千円 400,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)</small>	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えること ができる。
公 共 事 業 等	107,400	同 上	同 上	同 上
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	17,700	同 上	同 上	同 上
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	26,400	同 上	同 上	同 上
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	76,500	同 上	同 上	同 上
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	3,000	同 上	同 上	同 上
緊 急 浚 渫 推 進 事 業	5,900	同 上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業	275,200	同 上	同 上	同 上
災 害 復 旧 事 業	1,400	同 上	同 上	同 上
計	913,500			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第 17 号

令和3年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和3年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 821, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		296,038 千円
	1 一般被保険者国民健康保険税	296,032
	2 退職被保険者等国民健康保険税	6
2 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
3 県支出金		1,327,793
	1 県補助金	1,327,793
4 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
5 繰入金		124,014
	1 他会計繰入金	124,013
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		2,817
	1 延滞金、加算金及び過料	2,812
	2 雑入	5
8 町債		70,035
	1 財政安定化基金貸付金	70,035
歳入	合計	1,821,000

歳 出

款	項	金額
1 総務費		15,851 千円
	1 総務管理費	12,905
	2 徴収費	2,528
	3 運営協議会費	418
2 保険給付費		1,315,705
	1 療養諸費	1,141,474
	2 高額療養費	170,537
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	2,942
	5 葬祭諸費	750
3 国民健康保険事業費納付金		469,324
	1 医療給付費分	325,681
	2 後期高齢者支援金等分	108,959
	3 介護納付金分	34,684
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		18,034
	1 保健事業費	1,071
	2 特定健康診査等事業費	16,963

款	項	金額
6 基金積立金		1 千円
	1 基金積立金	1
7 公債費		2
	1 公債費	1
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		2,082
	1 償還金及び還付加算金	2,081
	2 繰出金	1
歳出合計		1,821,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	千円 70,035	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	無 利 子	岩手県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮することができる。
計	70,035			

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第 18 号

令和3年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和3年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 支 出 金		7,638 千円
	1 県 補 助 金	7,638
2 財 産 収 入		5,739
	1 財 産 運 用 収 入	13
	2 財 産 売 払 収 入	5,726
3 繰 入 金		753
	1 基 金 繰 入 金	753
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		14,132

歳出

款	項	金額
1 総務費		1,745 千円
	1 総務管理費	1,745
2 農林水産業費		12,387
	1 林業費	12,387
歳出合計		14,132

雫石町簡易水道事業特別会計予算

議案第 19 号

令和3年度雫石町簡易水道事業特別会計予算

令和3年度雫石町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,508千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		385 千円
	1 負担金	385
2 使用料及び手数料		1,740
	1 使用料	1,677
	2 手数料	63
3 繰入金		13,382
	1 一般会計繰入金	13,382
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		15,508

歳出

款	項	金額
1 簡 易 水 道 管 理 費		15,506 千円
	1 簡 易 水 道 管 理 費	15,506
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
歳 出 合 計		15,508

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第 20 号

令和3年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和3年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,981,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保 險 料		393,198 千円
	1 介 護 保 險 料	393,198
2 使 用 料 及 び 手 数 料		52
	1 手 数 料	52
3 国 庫 支 出 金		472,362
	1 国 庫 負 担 金	322,962
	2 国 庫 補 助 金	149,400
4 支 払 基 金 交 付 金		519,268
	1 支 払 基 金 交 付 金	519,268
5 県 支 出 金		296,957
	1 県 負 担 金	285,057
	2 県 補 助 金	11,878
	3 委 託 金	22
6 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
7 繰 入 金		299,088
	1 一 般 会 計 繰 入 金	299,087
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1

		1 繰越金	1
9 諸	収	入	273
		1 延滞金加算金及び過料	1
		2 雑入	272
	歳	入	合計
			1,981,201

歳出

款	項	金額
1 総務費		28,526 千円
	1 総務管理費	11,077
	2 徴収費	1,091
	3 介護認定審査会費	16,358
2 保険給付費		1,870,822
	1 介護サービス等諸費	1,660,000
	2 介護予防サービス等諸費	57,277
	3 高額介護サービス等費	52,244
	4 特定入所者介護サービス等費	99,641
	5 その他諸費	1,660
3 地域支援事業費		81,818
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	48,970
	2 一般介護予防事業費	3,271
	3 包括的支援及び任意事業費	29,431
	4 その他諸費	146
4 基金積立金		32
	1 基金積立金	32
5 公債費		1
	1 公債費	1

6 諸 支 出 金		2
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		1,981,201

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第 21 号

令和3年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和3年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 サービス収入		8,817 千円
	1 予防給付費収入	8,817
2 繰入金		1,168
	1 一般会計繰入金	1,168
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		9,986

歳出

款	項	金額
1 サービス事業費		9,985 千円
	1 介護予防支援事業費	9,985
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		9,986

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第 22 号

令和3年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和3年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 379, 399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150, 000千円と定める。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 診 療 収 入		250,950 千円
	1 入 院 収 入	94,276
	2 外 来 収 入	134,234
	3 そ の 他 診 療 収 入	22,440
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,054
	1 手 数 料	2,054
3 繰 入 金		126,367
	1 一 般 会 計 繰 入 金	126,367
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		27
	1 雑 入	27
(町 債)		0
	(町 債)	0
歳 入 合 計		379,399

歳出

款	項	金額
1 総務費		278,312 千円
	1 施設管理費	278,312
2 医療費		61,196
	1 医療費	61,196
3 公債費		39,890
	1 公債費	39,890
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		379,399

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号

令和3年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 186,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		133,419 千円
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	133,419
2 使 用 料 及 び 手 数 料		37
	1 手 数 料	37
3 繰 入 金		52,294
	1 一 般 会 計 繰 入 金	52,294
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		249
	1 延 滞 金 及 び 過 料	9
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	240
歳 入	合 計	186,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,171 千円
	1 総務管理費	912
	2 徴収費	1,259
2 後期高齢者医療広域連合納付費		183,828
	1 後期高齢者医療広域連合納付費	183,828
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出	合計	186,000